

越監告示第 28 号

地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、監査指摘事項の措置状況を次のとおり公表する。

令和 3 年 2 月 9 日

越前市監査委員 塚崎 正巳

同 田中 希世子

同 前田 一博

記

1 監査対象及び執行期間
財務課 令和 2 年 10 月 7 日（水）～10 月 9 日（金）

2 措置状況

表 題	予算科目の区分について
監査の結果	<p><指摘事項> 令和 2 年度補正予算において、インフルエンザワクチン接種支援事業費 3,000 万円及び GoToEat 関連事業費 1,500 万円等を、款「衛生費」項「保健衛生費」目「予防費」及び款「商工費」項「商工費」目「商業振興活性化費」とすべきところ、一括して款「総務費」項「総務管理費」目「新型コロナウイルス対策費」とした。地方自治法第 216 条により、歳出科目は、その行政目的に従って区分し、同施行規則第 15 条により特定財源の歳入科目の節は、歳出予算の項の区分に対応して定めることとされている。予算編成事務に係る業務手順書を作成し、適切な事務処理に努められたい。</p>
措置の内容	<p>今回の指摘を重く受け止め、速やかな是正措置を検討しましたところ、4 月の専決補正予算から 1 月 10 日までにすでに支出を行った伝票数が約 4 万件と膨大であり、手作業での支出更正はできず、福井システムズともシステム一括による更正方法を協議しましたが、既に議決済みである本年度予算の是正はできないとの結論に至りました。</p> <p>つきましては、本年度 3 月補正から対応するとともに、本年度内に速やかに予算編成事務に係る業務手順書の改定を行い、次年度以降の予算編成においても予算科目区分の適正化を着実に実施してまいります。</p>

越監告示第 28 号

地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、監査指摘事項の措置状況を次のとおり公表する。

令和 3 年 2 月 9 日

越前市監査委員 塚崎 正巳

同 田中 希世子

同 前田 一博

記

- 1 監査対象及び執行期間
財務課 令和 2 年 10 月 7 日（月）～10 月 9 日（金）

2 措置状況

表 題	公会計改革の取組みについて
監査の結果	<p><意見事項> 公会計改革は、平成 27 年 1 月 23 日の総務省通知「統一基準による地方公会計の整備促進」により、財務 4 表、固定資産台帳の整備、公開及び活用等が求められた。しかしながら、固定資産台帳更新作業及び連結仕訳作業の遅れ等により、平成 30 年度以降の財務 4 表等が公表されていない。すみやかに業務手順書を整備するなかで、公会計関連書類の作成・公表に努められたい。</p>
措置の内容	<p>平成 30 年度の公会計関連書類については、令和 3 年 1 月 15 日にホームページに公開いたしました。 公会計関連書類については、一部外部委託をしたことに伴い業務手順書を改定するとともに、令和元年度分の財務書類の公表については、令和 3 年 3 月末までに一般会計の財務書類の公表を行い、その後、連結財務書類及び分析書類についても速やかに公表してまいります。</p>